

昭和 54 年 3 月 26 日
条例第 52 号

| | | |
|----|----------------------------|---------------------------|
| 改正 | 昭和 55 年 3 月 31 日 条例第 22 号 | 昭和 56 年 3 月 31 日 条例第 35 号 |
| | 昭和 57 年 3 月 31 日 条例第 20 号 | 昭和 58 年 10 月 1 日 条例第 12 号 |
| | 平成 14 年 3 月 27 日 条例第 51 号 | 平成 14 年 5 月 17 日 条例第 1 号 |
| | 平成 17 年 12 月 27 日 条例第 92 号 | 平成 20 年 7 月 22 日 条例第 8 号 |
| | 平成 21 年 9 月 30 日 条例第 6 号 | |

(設置)

第1条 本市は、基本的人権尊重の精神に基づき、あらゆる人権問題の解決に向けて、人権教育、啓発活動、文化活動、住民交流活動等を推進するため、福知山市教育集会所(以下「集会所」という。)を別表のとおり設置する。

(事業)

第2条 集会所は、次の事業を行う。

- (1) 人権教育及び啓発活動に関すること。
- (2) 住民交流及び文化活動に関すること。
- (3) 自主的教育活動の育成及び指導に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(指定管理者による管理)

第3条 前田教育集会所、小田教育集会所、岡ノ三教育集会所、金山教育集会所、新庄教育集会所、上小田教育集会所及び一ノ宮教育集会所(以下「前田集会所等」という。)の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が行うものとする。

注 平成 22 年 4 月 1 日から施行

第3条中「及び一ノ宮教育集会所」を「、一ノ宮教育集会所及び東堀教育集会所」に改める。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 前田集会所等の使用の許可に関する業務
- (2) 前田集会所等の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他前田集会所等の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、法令、この条例その他市長の定めるところに従い、前田集会所等の管理を行わなければならない。

(読替規定)

第6条 第3条の規定により指定管理者に管理を行わせる前田集会所等にあつては、この条例の規定（第4条に規定する業務に係る部分に限る。以下同じ。）中「市長」とあるのは「指定管理者」として、この条例の規定を適用する。

（開館時間及び休館日）

第7条 集会所の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

(2) 休館日は、別に定める。

（使用の許可）

第8条 市長は、集会所の運営に支障のない限り、建物及び附属設備を公衆集会の用に供する。ただし、市長が不相当と認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定により集会所を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（使用料等）

第9条 使用料は、無料とする。

2 使用者は、市長が特に指定した場合には、電気、ガス、水道、燃料等の実費を納付しなければならない。

（使用）

第10条 使用者は、市長の指示した事項に留意し、常に善良な使用者としての注意をもって使用しなければならない。

2 市長は、使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反又は違反するおそれのあるときは、使用の許可を変更又は取り消すことができる。

（賠償責任）

第11条 使用者は、使用中に建物又は附属設備を損傷又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

（委任）

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月31日条例第22号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月31日条例第35号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月31日条例第20号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年10月1日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月27日条例第51号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年5月17日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福知山市教育集会所条例の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 12 月 27 日条例第 92 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。ただし、指定管理者に係る部分の改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、夜久野町教育集会所の設置及び管理に関する条例(昭和 57 年夜久野町条例第 12 号)、大江町立昭和集会所設置及び管理に関する条例(昭和 42 年大江町条例第 8 号)、金屋児童老人施設の設置及び管理に関する条例(平成 8 年大江町条例第 13 号)又は新町コミュニティ会館の設置及び管理に関する条例(平成 3 年大江町条例第 3 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日から平成 18 年 3 月 31 日までの間における新庄教育集会所、上小田教育集会所及び一ノ宮教育集会所の管理については、この条例による改正前の福知山市教育集会所条例の例による。

附 則(平成 20 年 7 月 22 日条例第 8 号)

この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 30 日条例第 6 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 1 条関係)

| 名称 | 位置 |
|------------|----------------------|
| 前田教育集会所 | 福知山市字前田 1149 番地の 3 |
| 夕陽が丘教育集会所 | 福知山市字天田 97 番地の 3 |
| 小田教育集会所 | 福知山市字野花 948 番地の 1 |
| 旭が丘教育集会所 | 福知山市字天田 389 番地 |
| 庵我教育集会所 | 福知山市字猪崎 1285 番地の 5 |
| 岡ノ三教育集会所 | 福知山市字堀 2703 番地の 1 |
| 金山教育集会所 | 福知山市字行積 192 番地 |
| 新庄教育集会所 | 福知山市字新庄 347 番地の 1 |
| 上小田教育集会所 | 福知山市字上小田 570 番地 |
| 一ノ宮教育集会所 | 福知山市字一ノ宮 921 番地 |
| 東堀教育集会所 | 福知山市字堀 2077 番地の 1 |
| 夜久野町教育集会所 | 福知山市夜久野町額田 217 番地 |
| 昭和集会所 | 福知山市大江町南有路 1580 番地 |
| 金屋ふれあいセンター | 福知山市大江町金屋 1229 番地の 1 |
| 新町コミュニティ会館 | 福知山市大江町河守 628 番地の 1 |